

通所介護サービス 重要事項説明書

この通所介護サービス重要事項説明書は、サードステージ株式会社が開設するゆたかの家（以下、「本事業所」とします）が、お客様に通所介護サービスを提供するにあたり、お客様やそのご家族に対し、本事業所の事業運営規程の概要や勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1 通所介護サービスの目的および運営の方針

通所介護サービスは、要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める通所介護サービスを提供し、必要な日常生活上の世話および機能訓練等を行うことにより、お客様の心身機能の維持および社会的孤立感の解消を図り、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、また、お客様のご家族の身体的、精神的負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

2 基本理念

本事業所は、次に掲げる基本理念に基づき事業を運営するものとします。

- お客様の心身の状況、希望および置かれている環境を踏まえて、通所介護計画を作成しその計画に基づき機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- 従業員の教育研修を重視しサービスの質の向上に努め、指定通所介護として最良のサービスを提供していきます。
- 安心、安全、やすらぎを提供できるよう指定通所介護を通じて地域社会に貢献します。
- 在宅生活を続けられるよう、お客様の心身機能の維持、向上並びにご家族の介護負担軽減を図ります。

3 実施手順に関する具体的方針

本事業所は、次に掲げる具体的方針に基づき通所介護サービスを実施するものとします。

- サービス提供の開始に当たり、お客様の心身状況等を把握します。
- 個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた通所介護計画を作成します。
- 通所介護計画作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行います。
- モニタリング結果を、利用者を担当する指定居宅介護支援事業者へ報告します。
- サービス提供に当たり、安全管理体制を確保します。

4 会社概要

法人名称	サードステージ株式会社
法人所在地	山形県鶴岡市友江字川向61番地7
代表番号	0235-64-1662
代表者氏名	堀 将
設立	平成24年3月15日
実施事業	介護保険法に基づく介護福祉事業

5 通所介護サービスを提供する事業所

本事業所の名称	ゆたかの家
所在地	山形県酒田市ゆたか二丁目5番地の1
電話番号	0234-43-1661
指定事業者番号	0670801604
利用定員	28人
サービス提供地域	酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町
備考	

営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日（年中無休）
営業時間	9時00分～17時00分
休業日	無し
備考	事務手続き等に関しては、土日祝日は行っておりません。

居宅サービス計画により、サービス提供時間を超えてサービスを行う場合があります。その際は、6時00分～21時00分まで、営業時間を延長し対応いたします（送迎時間含む）。なお、サービス提供時間は、9時00分～17時00分とします。

1 単位目・職員体制（兼務あり）

	常勤	非常勤	資格等
管理者	1人		社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士等
生活相談員	1人以上	1人以上	社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士等
看護職員	1人以上	1人以上	看護師・准看護師等
介護職員	5人以上	1人以上	介護福祉士、実務者研修修了者等
機能訓練指導員	1人以上	1人以上	看護師・准看護師等・柔道整復師
管理栄養士	人	人	管理栄養士
歯科衛生士	人	人	歯科衛生士
事務職員	人	人	

上記職員は、併設する総合事業サービス事業所職員と兼務します。

6 職務内容について

- ①管理者は、本事業所の従業者および業務の管理を一元的に行う者とし、厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
- ②生活相談員は、お客様およびそのご家族からの心身、生活、当該指定通所介護に関する内容等の相談に対応し、相談者の精神的負担の軽減を促すと共に、お客様により快適な通所介護が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指します。
- ③看護職員は、血圧、脈拍、体温測定等による健康チェックを実施し、お客様の健康面を管理・支援します。
- ④介護職員は、食事、レクリエーション、入浴等、指定通所介護全般に渡るお客様への介護・支援を行います。
- ⑤機能訓練指導員は、日常動作訓練、歩行訓練等を実施・指導し、お客様が日常生活を営むのに必要な身体機能の維持・向上に努めます。
- ⑥管理栄養士は、お客様に対して栄養食事相談等の栄養管理・指導を行います。
- ⑦歯科衛生士は、お客様に対して口腔清掃や口腔機能回復等の口腔機能向上に関わるプログラムを実施します。
- ⑧事務職員は、本事業所運営時に必要な事務を行います。

7 サービス内容

介護保険法で定める通所介護サービスを提供します。

- ①健康チェック
- ②アクティビティ
- ③個別機能訓練
- ④栄養改善
- ⑤口腔機能向上
- ⑥食事
- ⑦入浴
- ⑧相談対応
- ⑨送迎
- ⑩その他

8 サービス従業者

- ①サービス従業者とは、お客様に通所介護サービスを提供する本事業所の職員であり、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、歯科衛生士が該当します。
- ②本事業所は、介護保険法に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して通所介護サービスを提供します。

9 利用料金

①サービス料金

・基本料金（介護保険 1 割負担適用時・非課税となります）

この金額は、厚生労働大臣が定める基準と同額です。

○本事業所は、令和 3 年 4 月 1 日以降 通常規模模型通所介護費に該当します。

通常模型通所介護費（介護保険適用 1 割負担・1 回あたりの利用料金です）。単位＝円

サービス提供時間 要介護状態区分	3～4 時間	4～5 時間	5～6 時間	6～7 時間	7～8 時間	8～9 時間
要介護 1	370	388	570	584	658	669
要介護 2	423	444	673	689	777	791
要介護 3	479	502	777	796	900	915
要介護 4	533	560	880	901	1023	1041
要介護 5	588	617	984	1008	1148	1168

※事業所が送迎を行わない場合に対する減算（お客様が自ら通う場合、
家族が送迎を行う場合）所定の単位より片道につき 4 7 単位減算して請求を行う。

※2 時間以上 3 時間未満の本サービスを行う場合は、上記 3～4 時間の 7 0 % の
金額になります。

○基本料金は、実際に要した時間ではなく、居宅サービス計画に定められた通所
介護サービスの提供時間を基準とします。

②加算（介護保険 1 割負担適用時・非課税となります）

介護保険法で定められている通所介護サービスに係る加算の内、本事業所で算定
するものは以下の通りです。加算の種類（1 回の実施ごとに加算されます）

＜加算の該当条件＞

（1）延長加算については、居宅サービス計画書に基づきサービスを行い、以下の
項目に該当した場合算定します。（延長加算は最大 1 4 時間までとします）

①サービス提供時間 9 時間以上 1 0 時間未満	5 0 円／日
②サービス提供時間 1 0 時間以上 1 1 時間未満	1 0 0 円／日
③サービス提供時間 1 1 時間以上 1 2 時間未満	1 5 0 円／日
④サービス提供時間 1 2 時間以上 1 3 時間未満	2 0 0 円／日
⑤サービス提供時間 1 3 時間以上 1 4 時間未満	2 5 0 円／日

※同一建物（通所介護事業所等の設備）を利用して宿泊を行った場合には、
延長加算を算定いたしません

（2）入浴介助加算については、観察を含む入浴介助を行った場合に加算します。

①通所介護入浴介助加算（Ⅰ）	4 0 円
②通所介護入浴介助加算（Ⅱ）	5 5 円

（３）介護職員処遇改善加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	9.2％／月
②介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	9.0％／月
③介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	8.0％／月
④介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	6.4％／月

（４）サービス提供体制強化加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日
②サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円／日
③サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円／日

（５）個別機能訓練加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

①個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円／日
②個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76円／日
③個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円／日

（６）中重度者ケア体制加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

中重度者ケア体制加算	45円／日
------------	-------

（７）ＡＤＬ等維持加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算します。

①ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）	30円／月
②ＡＤＬ等維持等加算（Ⅱ）	60円／月

（８）通所介護科学的介護推進体制加算については、別に厚生労働大臣が定める基準に定める基準に適合している場合に加算します。

通所介護科学的介護推進体制加算	40円／月
-----------------	-------

（９）通所介護送迎減算については、別に厚生労働大臣が定める基準に定める基準に適合している場合に減算します。

通所介護送迎減算	－47円／回
----------	--------

（１０）業務継続計画未実施減算については、厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合に減算します。

業務継続計画未実施減算	所定単位数の1/100
-------------	-------------

（１１）高齢者虐待防止措置未実施減算については、厚生労働大臣が定める基準に適合していない場合に減算します。

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100
----------------	-------------

（１２）感染症災害3%加算については感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じた場合加算します。

感染症災害3%加算	所定単位数の3%
-----------	----------

③お客様の自己負担額負担（非課税となります）

○介護保険の適用になるお客様（要介護認定を受けている方）は、前記①と②の料金を合計した額をお支払い頂きます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担（前記①の基本料金×１０倍）となります。

④・基本料金及び加算減算料金が介護保険２割負担適用時（非課税となります）のサービス料金は、第８条①表及び②表に提示した額の２倍となります。

○この金額は、厚生労働大臣が定める基準と同額です。

○介護保険２割負担の適用条件は、厚生労働大臣が定めた法に従い適用します。

○介護保険の適用になるお客様（要介護認定を受けている方）は、前記①と②の料金を合計した額をお支払い頂きます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担（前記①及び②の料金×１０倍）となります。

⑤・基本料金及び加算減算料金が介護保険３割負担適用時（非課税となります）のサービス料金は、第８条①表及び②表に提示した額の３倍となります。

○この金額は、厚生労働大臣が定める基準と同額です。

○介護保険２割負担の適用条件は、厚生労働大臣が定めた法に従い適用します。

○介護保険の適用になるお客様（要介護認定を受けている方）は、前記①と②の料金を合計した額をお支払い頂きます。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、全額自己負担（前記①及び②の料金×１０倍）となります。

⑥その他お客様の実費負担の対象になるもの（非課税となります）

種類	基準額
朝食代	350円
昼食代	675円
夕食代	675円
軽食代	200円
おむつ代	145円
リハビリパンツ代	115円
尿取りパット代（大）	68円
尿取りパット代（小）	38円
※１ 月額オムツパック／月額	12,000円
※２ 日額オムツパック／月額	430円

※１ 月額オムツパックは、月額契約にて、オムツ類等、必要に応じて、月額固定金額にて使用できます。

※２ 日額オムツパックは、日額契約にて、オムツ類等、必要に応じて、日額固定金額にて使用できます。

⑪通所介護サービス計画および利用料金の見積もり

居宅サービス計画に基づいて提供するサービスの利用日時およびその利用料金の見積もりは、別紙「通所介護サービスご利用確認書」に記載の通りです。尚、「通所介護サービスご利用確認書」は、居宅サービス計画の変更により、その内容に変更があった場合、変更が軽微で一過性のものを除き、新たにお客様に交付しその内容を確認するものとします。

10 キャンセル

お客様の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下記までご連絡下さい。

尚、キャンセル料は基本発生致しませんが、事前にご連絡下さい。

ただし、当日サービス予定分に相当する食費（朝・昼・夕食分）は徴収いたします。

また、お客様の都合によりサービスをキャンセルする予定であったが、

当日の送迎時まで連絡が来ず、送迎に伺った場合は、介護保険適用1割もしくは

2割ないし3割負担相当額を徴収することといたします。

（救急搬送等の緊急時は、この限りではありません。）

キャンセルの連絡先名称	ゆたかの家
キャンセルの連絡先電話番号	0234-43-1661

11 お支払い方法

前月のサービス御利用分に関するお客様負担金を、本事業所が定める翌月の期日前にお支払い頂きます。

お支払い方法は原則として現金払いとさせていただきます。尚現金払い以外のお支払いについては、銀行振り込み、もしくは、口座引き落としの方法がございますが、様々な手続等がございますので、予めサービス従業者までご相談下さい。

12 秘密保持および個人情報の保護

①本事業所およびそのサービス従業者は、業務上知り得たお客様およびそのご家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。

②本事業所は、そのサービス提供上知り得たお客様およびそのご家族等の秘密および個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。また、その守秘義務は、サービス従業者の就業中はもとより退職後も同様とします。

③本事業所はお客様およびそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、別途同意を得るものとします。

④この項目に定める守秘義務は、お客様との契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。

13 留意事項

お客様は、他のお客様が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会などを侵害してはいけません。

14 サービス相談窓口、苦情受付窓口、および対応の手順

①本事業における窓口

電話番号	0234-43-1661
受付時間	営業日の 9 時 00 分～ 16 時 30 分
苦情受付担当者	
苦情解決責任者	
備考	苦情受付担当者以外のサービス従業者も受付対応します。

②主な市町村のサービス相談・苦情受付窓口

市町村名	酒田市
電話番号	0234-26-5732
担当部署	介護保険課
受付時間	祝日及び12月29日～1月3日を除く月曜日～金曜日の8時30分～17時15分

③国民健康保険団体連合会のサービス相談・苦情受付窓口

国保連合会	山形県国民健康保険団体連合会
電話番号	0237-87-8006
担当部署	介護サービス苦情処理室
受付時間	祝日及び12月29日～1月3日を除く月曜日～金曜日の9時00分～16時00分

④苦情への対応に係る基本手順

- I. 苦情の受付
- II. 苦情内容の確認
- III. 苦情解決責任者への報告
- IV. お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- V. 苦情の解決に向けた対応の実施
- VI. 再発防止、および改善の実施
- VII. お客様への苦情解決結果の説明・同意
- VIII. 苦情解決責任者への最終報告

15 緊急時等の連絡先、および対応の手順

①緊急時等の連絡先

緊急時等の連絡先は、予め確認させていただきます。サービス提供中にお客様の様態の急変等があった場合には、緊急時連絡先および居宅介護支援事業者等へ連絡します。また、お客様およびその御家族様より御連絡を頂く場合は、「5通所介護サービスを提供する事業所」に定める本事業所の連絡先まで御連絡をお願い致します。

②緊急時等における対応の基本手順

本事業所は、お客様に対し、自ら提供したサービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡、搬送（119番への通報）の実施等の必要な措置を講じます。

16 損害賠償について

①本事業所は、お客様に対するサービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべく事由によりお客様またはその御家族等の介護者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、お客様またはその御家族等の介護者に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

②この項目に定める物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理または復元を原則とします。また、修理または復元が不可能な場合は、原則として購入時の価格ではなく時価（購入価格や使用年数・耐用年数を考慮した額）をその賠償額範囲とします。そのため、購入から長年を経過した品物については、賠償を致しかねることがあります。

③お客様またはその御家族等の介護者は、お客様またはその御家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、本事業所のサービス従業者の生命、身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

17 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、本事業所の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

18 虐待の防止に関する措置

①本事業所は、お客様の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

②サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

19 非常災害対策

①本事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検および整備、火気の使用または取扱いに関する監督、避難または防火上必要な構造および設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとします。

②本事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとします。

20利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- ①利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取り組みの状況
実施なし
- ②第三者による評価の実施状況
実施なし

以上

サードステージ株式会社は、重要事項説明書に基づいて、通所介護サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。
サードステージ株式会社及びお客様は、記名捺印の上各1通を保管するものとします。

令和 年 月 日

事業者 所在地 山形県酒田市ゆたか町二丁目5番地の1
 事業者名 サードステージ株式会社
 事業所名 ゆたかの家

説明者 印

私は、重要事項説明書に基づいて、通所介護サービスの内容及び重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

令和 年 月 日

お客様 住所

住所

氏名 印

ご家族様（お客様との続柄： ）

住所

氏名 _____ 印 _____

代理人（お客様との続柄： ）

住所

氏名 印

立会人または署名代行人

住所

氏名 印